

鳥取県公報

告示

昭和二十二年十二月十九日
第千八百六十八號 金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A列5

◇鳥取縣告示第五百五十六號
價格等取締規則第三條の規定による届出を次のように受理した。

昭和二十二年十二月十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、届出人、住所、氏名

鳥取市東品治町十一ノ五

牧 田 虎 次

二、届出品名及び價格

ワイツシユ ソーセイジ (セロファン袋包)
(山陰水産化工株式會社製)

最終販賣價格 二本六五匁 二六圓〇〇

三、右の販賣價格は鳥取縣價格査定委員會の査定を受け
査定證紙を貼付した價格とし査定を受けないものは四

割下げとする。

四、この告示後別段の統制額が指定されたときは、この
届出價格は失効する。

◇鳥取縣告示第五百五十七號

昭和二十一年十月鳥取縣告示第四百號生活保護法による
保護等のため支出する費用の基準を次のように改め昭和
二十二年十一月一日からこれを適用する。

昭和二十二年十二月十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

「第一」中「(一)」の居宅扶助の場合の一日額を次の
ように改める。

地域	世帯構成員	一人	二人	三人	四人	五人	六人以上
鳥取市	(月額) 一五、八〇	(月額) 二七、〇五	(月額) 三三、四〇	(月額) 三九、七五	(月額) 四四、五〇	(月額) 四九、二五	(月額) 五二、〇〇
子母倉町	(月額) 四、〇〇	(月額) 八、一〇	(月額) 一〇、二〇	(月額) 一二、三〇	(月額) 一四、四〇	(月額) 一六、五〇	(月額) 一八、六〇
鳥取市、米子市、倉吉町、境町	(月額) 一三、九五	(月額) 二七、〇五	(月額) 三三、四〇	(月額) 三九、七五	(月額) 四四、五〇	(月額) 四九、二五	(月額) 五二、〇〇
その他の町	(月額) 四、八〇	(月額) 八、一〇	(月額) 一〇、二〇	(月額) 一二、三〇	(月額) 一四、四〇	(月額) 一六、五〇	(月額) 一八、六〇
その他の村	(月額) 一三、九五	(月額) 二七、〇五	(月額) 三三、四〇	(月額) 三九、七五	(月額) 四四、五〇	(月額) 四九、二五	(月額) 五二、〇〇

「別表」の知事において認可し得る生活扶助費(月額)基準表を次のように改める。

鳥取市、米子市、倉吉町、境町	その他の町	その他の村
(月額) 一七、三八	(月額) 一五、三四	(月額) 四、六〇
(月額) 二九、七五	(月額) 二六、〇七	(月額) 八、一〇
(月額) 三六、七四	(月額) 三三、二二	(月額) 一〇、二〇
(月額) 四三、七二	(月額) 三九、三九	(月額) 一二、三〇
(月額) 四八、九五	(月額) 四四、九五	(月額) 一四、四〇
(月額) 五二、〇〇	(月額) 四九、二五	(月額) 一六、五〇
(月額) 五六、六〇	(月額) 五三、八〇	(月額) 一八、六〇

○鳥取縣告示第五百五十八號
昭和二十二年十一月十一日付厚生省令第三十號醫藥品等配給規則第九條による地方販賣業者になろうとする者の登録申請期限を昭和二十二年十二月二十七日までとする。
昭和二十二年十二月十九日
鳥取縣知事 尾 愛 治

○鳥取縣告示第五百五十九號
價格等取締規則第二條による届出を次のように受理した。
昭和二十二年十二月十九日
鳥取縣知事 尾 愛 治

昭和二十二年十二月十九日
鳥取縣知事 尾 愛 治
一、届出人、住所、氏名
鳥取市掛出町一 富士食品工業株式會社
社長 市 谷 勝 太郎
二、品名及び價格
醬 粉 單位 一〇〇匁
最終販賣價格 四〇圓〇〇
三、この告示後物價廳長官又は地方物價事務局長、知事において別の額の指定があつたときはこの届出價格は失効する。

○鳥取縣告示第五百六十號

昭和二十二年冬期理髮試驗を次のように施行する。
昭和二十二年十二月十九日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

種別	日 時	場 所
學說試驗		鳥取市湯所町
理髮(頭髮を剃剪)	昭和二十二年十二月廿七日 午前九時	鳥取縣立第一高等學校
同(電髮)實地試驗		同上

志願者は昭和二十二年十二月二十五日までに願書に履歷書(自筆)修業證明書、戶籍謄本若は抄本、寫眞二枚(最近撮影した半身寫眞)手數料(貳拾圓)を添付し、鳥取縣教育民生部衛生課に直接提出の上試驗當日は午前八時三十分までに受驗用具携帶出頭すること。